

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁判】（水俣病）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁判の概要
1	熊本県知事	鹿児島県阿久根市の男性	水俣病 認定	棄却 本件①は、請求人が平成25年3月12日付けで水俣病の認定申請をしたが、処分庁が平成28年5月12日付けで認定をしない旨の処分（原処分①）をしたため、請求人が同年7月30日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。 本件②は、請求人が平成28年6月14日付けで水俣病の認定申請をしたが、処分庁が令和2年1月10日付けで認定をしない旨の処分（原処分②）をしたため、請求人が同年2月25日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。 請求人は、出生してから昭和47年まで両親とともに八代市内に居住していたが、請求人の居住地域は患者が多発した地域ではなく、当時の父親の職業は団体職員であり、請求人が学校の夏休み等に津奈木町の網元宅に泊まり込んでいたという時期は昭和42年から昭和47年までであること等からすると、請求人について一定程度のメチル水銀に対するばく露があったことは否定できないが、水俣病の発症を考慮すべき相当程度のメチル水銀ばく露があったとまでは認めることができない。 原処分①の検診では右手の振動覚に軽度低下がみられたが、他の感覚障害はみられず、右上肢に分節に一致する自覚的しびれがあったことから脊髄ないし脊髄由来の末梢神経の障害によるものと推定され、メチル水銀に対するばく露に起因する感覚障害であるとは認められない。 原処分②の検診では両手と両足首以下に痛覚の軽度低下がみられたが、他の感覚障害はみられず、原処分①の検診以降に出現していることから、メチル水銀に対するばく露に起因する感覚障害であるとは認められない。 請求人には、小脳性運動失調、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害、中枢性平衡機能障害は認められない。 よって、請求人が水俣病にかかっているとはいえないから、原処分①②はいずれも相当である。
2				
3	熊本県知事	大阪府東大阪市の女性	水俣病 認定	棄却 本件は、請求人が平成26年3月30日付けで水俣病の認定申請をしたが、処分庁が平成28年6月24日付けで認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同年8月22日付けで再調査の請求をし、処分庁が平成29年8月21日付けで再調査の請求を棄却する旨の決定をしたため、請求人が同年9月18日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。 請求人は、出生してから昭和41年までと昭和43年に天草市内に居住していたが、請求人の居住地域の居住者で公健法による水俣病の認定を受けた者は見当たらず、請求人の父が農業の傍ら水産会社の網子として稼働していて獲れた魚を持ち帰ったとのことであるが、その漁場は不詳であること等によれば、請求人に水俣病の発症を考慮すべき相当程度のメチル水銀ばく露があったと認めることはできない。 神経内科検診では両手と両下肢に触痛覚の低下がみられたが、他の感覚障害はみられないこと、自覚症状としての両手足のしびれは、その範囲及び程度が経時的に大きく増悪しており、両肘以下のしびれは、両足のしびれよりずっと後に出現しており、また、恒常的なしびれではないこと、変形性頸椎症、変形性腰椎症があり、しびれの原因となっている可能性があること、請求人には、小脳性運動失調、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害、中枢性平衡機能障害は認められないこと等からすると、検診で請求人にみられた感覚障害をもってメチル水銀に対するばく露に起因する感覚障害であると認めることはできない。 よって、請求人が水俣病にかかっているとはいえないから、原処分は相当である。

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】（水俣病）（続き）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
4	熊本県知事	大阪府大阪市の女性	水俣病 認定	棄却 本件は、請求人が平成２７年９月２８日付けで水俣病の認定申請をしたところ、処分庁が令和元年９月１１日付けで認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同年１０月１４日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。 請求人は、出生後、昭和３９年頃までの間、水俣市百間町に居住し、近所から貰ったり、自宅近くの海岸で獲取して、イワシやアサリ等の魚介類を毎日１、２食喫食していたというのであるから、客観的な裏付けはないものの、水俣病を発症し得る相当程度のメチル水銀に対するばく露があった可能性を否定することはできない。 他方、請求人は、平成２３年頃から両手足のしびれがあると訴え、神経内科検診においても、両手足の末端に触痛覚の低下等がみられたが、請求人が水俣を離れてから５０年近くが経過して発症していること等からすると、メチル水銀によるものとは考えにくい。請求人は、変形性頸椎症や変形性腰椎症にり患していることが認められ、両手足のしびれ等の感覚障害は、これらの疾患等の影響と考えられる。その他、請求人には、知的機能障害、協調運動障害、平衡機能障害、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害及び中枢性聴力障害も認められない。 以上によれば、請求人が水俣病にかかっているとはいえないから、原処分は相当である。

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び審査請求の内容	裁決の概要
5	独立行政法人環境再生保全機構	新潟県柏崎市の女性	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 特別遺族弔慰金・特別葬祭料	棄却 本件は、請求人が、亡夫が石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚に起因して死亡したとして、特別遺族弔慰金・特別葬祭料の申請をしたところ、処分庁が、令和４年５月１０日付けで当該認定を行わない旨の原処分をしたことから、請求人が、同年７月３日付けで審査請求をした事案である。 職業歴から大量の石綿ばく露の可能性はあるものの、放射線画像所見では、両側胸膜プラークは認められたが、びまん性胸膜肥厚は認められず、著しい呼吸機能障害も認められない。 よって原処分は相当である。
6	独立行政法人環境再生保全機構	大阪府八尾市の男性	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 認定	棄却 本件は、請求人が、著しい呼吸障害を伴う石綿肺にり患したとして、認定申請をしたところ、処分庁が、令和４年９月６日付けで、当該認定を行わない旨の原処分をしたことから、請求人が同年１１月１８日付けで審査請求をした事案である。 請求人については、職業歴から大量の石綿ばく露の可能性はあるものの、放射線画像診断では、胸膜プラークは認められるが、じん肺法に定める第１型以上と同様の肺線維化所見は認められず、肺機能検査結果でも著しい呼吸機能障害は認められないので、請求人が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかったとは認められない。 よって、原処分は相当である。
7	独立行政法人環境再生保全機構	東京都練馬区の男性	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 認定	棄却 本件は、請求人が、著しい呼吸障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかったとして、認定申請をしたところ、処分庁が、令和４年１１月７日付けで、当該認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が令和５年２月７日付けで審査請求をした事案である。 請求人は、大量の石綿にばく露した可能性は否定できないが、放射線画像診断では、一部石灰化した胸膜プラークは認められるものの、びまん性胸膜肥厚は認められなかった。また、肺機能検査の結果は提出されていないが、動脈血ガス分析の結果によれば、明らかな低酸素血症が認められないこと等からすると、請求人には、著しい呼吸機能障害も認められない。 よって、原処分は相当である。